

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号）第2条の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、課の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 事務局に次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 業務課

2 前項に定める課に、必要に応じ班を置くことができる。

(事務分掌)

第3条 前条に定める課の事務分掌は、別表のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

(職の設置)

第4条 事務局に局長を、課に課長を、会計室に会計室長を置く。

2 広域連合長が必要と認めるときは、事務局に次長、課に課長補佐、主査、主任及び主事を置くことができる。

3 前項に定めるもののほか、班に班長を置くことができる。

(職務)

第5条 局長は、すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 局次長は、局長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。

3 課長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は、課長を補佐するとともに、課の事務を分担し所属職員を指揮監督する。

5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、部下職員を指導する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。

(臨時又は特別の事務)

第6条 広域連合長は、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適當な事務については、担当等を設置し、又は職員を指定して処理させることとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事 務 分 掌

課	業 務 の 内 容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域連合長及び副広域連合長の秘書に関する事。 (2) 広域連合の組織及び権限の配分に関する事。 (3) 陳情、請願及び苦情の受付並びにその処理に関する事。 (4) 職員の任免、配置、分限及び賞罰その他身分に関する事。 (5) 職員の定数に関する事。 (6) 職員の服務に関する事。 (7) 職員の昇給、昇格及び給与の決定に関する事。 (8) 職員の給与、旅費等の支給に関する事。 (9) 職員の研修に関する事。 (10) 職員の人事考査に関する事。 (11) 職員の福利厚生、健康管理及び人事相談に関する事。 (12) 職員の公務災害に関する事。 (13) 職員互助会に関する事。 (14) 庁内取締り及び保安に関する事。 (15) 文書の收受、配付及び発送に関する事。 (16) 文書の管理に関する事。 (17) 公印の管守に関する事。 (18) 条例、規則、訓令等の審査及び公布に関する事。 (19) 例規類集の編集及び管理に関する事。 (20) 議会の招集及び提出議案の作成に関する事。 (21) 議会の処務に関する事。 (22) 選挙に関する事 (23) 訴訟に関する事。 (24) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事。 (25) 課の庶務に関する事。 (26) 広報活動の企画及び総合調整に関する事。 (27) 広報刊行物の編集及び発行に関する事。 (28) 広域計画の立案及び推進に関する事。 (29) 情報化の推進に関する事。 (30) 電子計算機の管理及び運営に関する事。 (31) 情報の保護及び管理に関する事。 (32) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事。 (33) 財政計画及び財務諸調査に関する事。 (34) 予算の編成に関する事。 (35) 予算の配当並びに執行の調査及び調整に関する事。

	<p>(36) 決算に関すること。</p> <p>(37) 起債及び一時借入金に関すること。</p> <p>(38) 地方交付税に関すること。</p> <p>(39) 財政事情の公表及び財務報告に関すること。</p> <p>(40) 工事の入札及び請負契約に関すること。</p> <p>(41) 物品の購入及び修理の契約に関すること。</p> <p>(42) 印刷機器の管理保全に関すること。</p> <p>(43) 公有財産に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(44) 監査に関すること</p> <p>(45) 他の課所室に属しないこと。</p>
業務課	<p>(1) 後期高齢者医療制度に係る保険料の賦課に関すること。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度に係る被保険者の資格の管理に関すること。</p> <p>(3) レセプトに関すること。</p> <p>(4) 課の庶務に関すること。</p> <p>(5) 後期高齢者医療制度に係る保険給付に関すること。</p> <p>(6) 後期高齢者医療制度に係る電算・ネットワークに関すること。</p> <p>(7) 後期高齢者医療制度システムに関すること。</p> <p>(8) 後期高齢者医療制度関係帳票類に関すること。</p> <p>(9) 後期高齢者医療制度に係る保健事業に関すること。</p>